

島交企乙第1652号
島交指乙第346号
島交規乙第420号
島免乙第54号
令和2年6月19日

関係所属長 殿

保存期間	5年
------	----

島根県警察本部長

妨害運転等の悪質・危険な運転に対する厳正な対処について（通達）

「あおり運転」と呼ばれるような悪質・危険な運転に対する諸対策については、これまで、いわゆる「あおり運転」等の悪質・危険な運転に対する厳正な対処について（平成30年2月1日島交指乙第64号ほか本部長通達。以下「旧通達」という。）により指示していたところであるが、「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について」（令和2年6月19日島交企甲第1650号ほか本部長通達）で示達したとおり、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号。以下「改正法」という。）により、妨害運転に対する罰則の創設等が行われ、本年6月30日から施行されることとなった。

また、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律の施行について」（令和2年6月19日島交企甲第1651号ほか本部長通達）で示達したとおり、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第47号）により危険運転致死傷罪の対象となる行為が追加され、本年7月2日から施行されることとなった。

よって、関係所属にあっては、これらの改正の趣旨を踏まえ、下記のとおり、妨害運転の抑止と厳正な指導取締りのための諸対策を一層推進されたい。

なお、旧通達については、令和2年6月18日限り、その効力を失う。

記

1 広報啓発活動の推進

以下の内容について、改正法の施行前から県警ウェブサイト、SNS、広報紙等の各種媒体、交通情報板、各種交通安全イベントや交通安全教室等の場を効果的に活用し、広報啓発を推進すること。

また、その際には、地域交通安全活動推進委員、交通ボランティア等との協力、地方運輸局、高速道路株式会社等法に定める会社を含む道路管理者、自治体、交通関連事業者団体その他関係機関・団体等との緊密な連携を図ること。

- (1) 道路交通法の改正により妨害運転に対する罰則の創設等が行われ、他の車両等の通行を妨害する目的で、急ブレーキ禁止違反や車間距離不保持等の違反を行うことは、厳正な取締りの対象となり、最大で懲役3年の刑に処せられるほか、前

記違反行為を行い著しい交通の危険を生じさせた場合は、最大で懲役5年の刑に処せられるとともに、妨害運転をした者は運転免許の取消処分の対象となること。

また、このような悪質・危険な運転により人を死傷させた場合には、危険運転致死傷罪（妨害目的運転）等にも当たる場合があり、さらに厳罰に処せられ得ること。

- (2) 運転者は、自分本位ではなく、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って判断し行動する必要があること（速度に応じた適切な車両通行帯の利用、追越しをしようとする車への配慮等を含む。）。
- (3) 妨害運転を受けるなどした場合、サービスエリアやパーキングエリア等、交通事故に遭わない場所に避難するとともに車外に出ることなく110番通報すること。
- (4) ドライブレコーダーは、妨害運転等の悪質・危険な運転行為の抑止に有効であり、自身や同乗者の身を守ることにつながること。

2 安全運転管理者等に対する講習等における教育の推進

安全運転管理者等に対する講習や事業所における交通安全講習等においては、改正法の内容、妨害運転等の悪質性・危険性と結果の重大性及びこのような行為に対しては厳正な取締りが行われること、妨害運転を受けた時の対処法等の上記1に記載する事項を説明するなど、妨害運転等の抑止のための交通安全教育等に努めること。

3 妨害運転等に対する厳正な指導取締りの徹底

他の車両等の通行を妨害する目的で行われる悪質・危険な運転が関係する事案を認知した場合は、客観的な証拠資料の収集等を積極的に行い、創設された妨害運転罪や危険運転致死傷罪（妨害目的運転）等のあらゆる法令を駆使して、厳正な捜査の徹底を期すこと。

また、妨害運転等の悪質・危険な運転を未然に防止するため、車間距離不保持、進路変更禁止違反、急ブレーキ禁止違反等の道路交通法違反について、積極的な交通指導取締りを推進すること。

4 妨害運転等を行う悪質・危険な運転者に対する行政処分の実施

(1) 迅速かつ積極的な行政処分上申の実施

改正法の施行に伴い、妨害運転をした者は、当該行為のみで運転免許の取消処分の対象となることから、このような運転を行う悪質・危険な運転者を早期に排除するため、迅速な行政処分上申を行うこと。

また、妨害運転罪や危険運転致死傷罪（妨害目的運転）等の適用が困難で、点数制度による処分に至らない場合であっても、悪質・危険な運転に起因し暴行、傷害、脅迫、器物損壊等が伴う場合等には、当該事件内容を精査し、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認められるときは、危険性帯有（道路交通法第103条第1項第8号）に係る行政処分上申を積極的に行うこと。

(2) 関連情報の行政処分担当への集約

上記(1)による行政処分の適用について検討できるよう、行政処分担当においては、交通指導（交通捜査）担当等関係部門と緊密に連携し、妨害運転等に関する取締状況等の集約を行うこと。